

1. 改正の概要

- ・相続税の基礎控除が引き下げられます。
- ・相続税の税率構造が見直されます。
- ・未成年者控除、障害者控除の控除額が引き上げられます。

内容	改正前	改正案
基礎控除(※)	50,000千円 + 10,000千円 × 法定相続人の数	<u>30,000千円</u> + <u>6,000千円</u> × 法定相続人の数
税率構造(※)	10%、15%、20%、30%、40%、50%の <u>6段階</u>	10%、15%、20%、30%、40%、 <u>45%</u> 、50%、 <u>55%</u> の <u>8段階</u>
未成年者控除	6万円 × 20歳に達するまでの年数	<u>10万円</u> × 20歳に達するまでの年数
障害者控除	6万円（特別障害者の場合には12万円） × 85歳に達するまでの年数	<u>10万円</u> （特別障害者の場合には <u>20万円</u> ） × 85歳に達するまでの年数

(※)次ページご参照

○平成27年1月1日以後の相続又は遺贈により取得する財産に係る相続税について適用される。

2. 実務上の留意点

- ・基礎控除の引き下げにより、相続税の申告・納税が必要となる納税者の増加が見込まれる。
- ・基礎控除の引き下げ、税率構造の見直しにより、相続税の増額が見込まれるため、財産額の把握、納税財源確保、財産移転、評価引き下げ、遺産分割などの事前準備がより重要となる。

【法定相続人の数と基礎控除】

法定相続人の数	1人	2人	3人	4人	5人
改正前	60,000千円	70,000千円	80,000千円	90,000千円	100,000千円
改正案	36,000千円	42,000千円	48,000千円	54,000千円	60,000千円

【相続税の速算表と税率構造】

改正前		税率	控除額
0千円	10,000千円以下	10%	0千円
10,000千円超	30,000千円以下	15%	500千円
30,000千円超	50,000千円以下	20%	2,000千円
50,000千円超	100,000千円以下	30%	7,000千円
100,000千円超	300,000千円以下	40%	17,000千円
300,000千円超		50%	47,000千円



改正案		税率	控除額
0千円	10,000千円以下	10%	0千円
10,000千円超	30,000千円以下	15%	500千円
30,000千円超	50,000千円以下	20%	2,000千円
50,000千円超	100,000千円以下	30%	7,000千円
100,000千円超	200,000千円以下	40%	17,000千円
200,000千円超	300,000千円以下	45%	27,000千円
300,000千円超	600,000千円以下	50%	42,000千円
600,000千円超		55%	72,000千円

